

# 建設職人基本法が施行されました

(建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律)

今年の3月16日に建設職人基本法が施行されました。

この法律は、官民の全工事を対象に適正な請負代金や工期、安全衛生に要する経費の確保により最終的に建設現場で働く従事者の処遇改善につなげていくことを基本理念としています。

つまり建設現場で働く人たちの安全を確保し、処遇改善につなげたいということです。

特に、一人親方を含む建設工事従事者の安全と健康を守ることを目的とし官民の工事を問わず、国や都道府県、元請け企業に、建設現場で働く人に対する労災保険料を含む安全衛生経費の確実な支払いや、一人親方の保護に必要な施策を求めると言うものです。

背景には、他の業種に比べて労災死亡事故の発生件数が多いという建設現場の深刻な現実がある。

実際、**2015年**には全業種の**3割強**を占める**327人**の建設現場労働者が亡くなっているといわれています。「**1日に1人の尊い命が失われている**」といわれるほど、常に重大なリスクに直面している事になります。それだけに、設計・施工の段階で安全と健康に必要な措置を講じることにより、一人親方にとって心強い施策ではないでしょうか。

一人親方は雇用者ではなく、元請け企業などと雇用契約を結んで働く個人事業主であり、特別に任意加入しない限り労災保険による補償は受けられない。労災保険に未加入なら、けがをしても治療費はすべて自己負担となる。しかし、元請けに処遇改善を求めることは現実的には難しい。

このことにより立場の弱い一人親方をどう守るかが、今回の法整備の柱の一つになったと思われます。

このため基本法では▽建設工事の請負代金に一人親方などの安全と健康に関わる経費を元請けが積算・明示し、確実に支払われるようにする▽工事現場の安全点検や労災保険加入状況の把握を促進するなどの取り組みを発注者側に求めている。一人親方を巡る環境を大きく改善することを望みます。若い世代も安心して働ける職場になってくれることを望みます。